

(趣旨)

第1条 この告示は、コンタ君（さくら市PR大使設置要綱（令和7年さくら市告示第95号）第3条の規定により、同告示第1条に規定するさくら市PR大使に委嘱されたキャラクターをいう。以下同じ。）の意匠（以下「意匠」という。）の使用に係る手続き、基準等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 意匠を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、コンタ君意匠使用申請書（様式第1号）に必要書類を添え、市長に申請しなければならない。

(使用の決定)

第3条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、当該申請者の意匠の使用を決定する。

2 市長は、前条の規定による申請が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該申請者に意匠を使用させないものとする。

- (1) その使用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) その使用が特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (3) その使用が市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (4) その使用がコンタ君のイメージを損なうおそれがあるとき。
- (5) 営利を目的として使用するとき、又は使用するおそれがあるとき。
- (6) 意匠に係る立体物を作製しようとするとき（ただし、市長が認めた者が作製する場合は、この限りでない。）。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を決定することが適当でないとき。

3 市長は、第1項の規定により使用を決定する場合において、当該決定を受ける申請者（以下「使用者」という。）に対し、意匠の管理上必要な条件を付し、又は必要な指示を行うことができる。

4 市長は、第1項の規定により使用を決定した場合は、コンタ君意匠使用（変更）決定通知書（様式第2号）により、使用させない場合は、コンタ君意匠使用（変更）却下通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(使用の決定の変更)

第4条 使用者は、当該使用の決定を受けた内容を変更しようとするときは、コンタ君意匠使用変更申請書（様式第4号）に必要書類を添え、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該使用者の意匠の使用内容の変更を決定する。

3 市長は、前項の規定により変更を決定した場合は、コンタ君意匠使用（変更）決定通知書により、変更させない場合は、コンタ君意匠使用（変更）却下通知書により当該使用者に通知するものとする。

（使用者の遵守すべき事項）

第5条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 使用の決定を受けた目的にのみ使用すること。

（2） 意匠を変更して使用しないこと（ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。）。

（3） 意匠を使用し、製造した物品等を商標登録しないこと。

（4） 第5条第3項の規定により市長が付した条件又は行った指示に従うこと。

（決定の取消し等）

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該使用を停止し、又は当該使用の決定を取り消すことができる。

（1） この告示の規定に違反したとき。

（2） 偽りその他不正な行為により使用の決定を受けたとき。

（3） 前2号に規定するもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用の決定を取り消した場合は、コンタ君意匠使用決定取消書（様式第5号）により当該使用者に通知するものとする。この場合において、市長は、当該使用者に対し、当該使用の決定により意匠を使用して製造した物品等を撤去するよう求めることができる。

3 市は、第1項の規定により使用の決定を取り消された使用者に当該取消しにより損害が生じた場合においても一切の責任を負わない。

（使用期間）

第7条 使用の決定に係る期間は、原則として定めないものとする。

（使用料）

第8条 意匠の使用料は、無料とする。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、意匠の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。